

ビワマス遊漁承認制度について

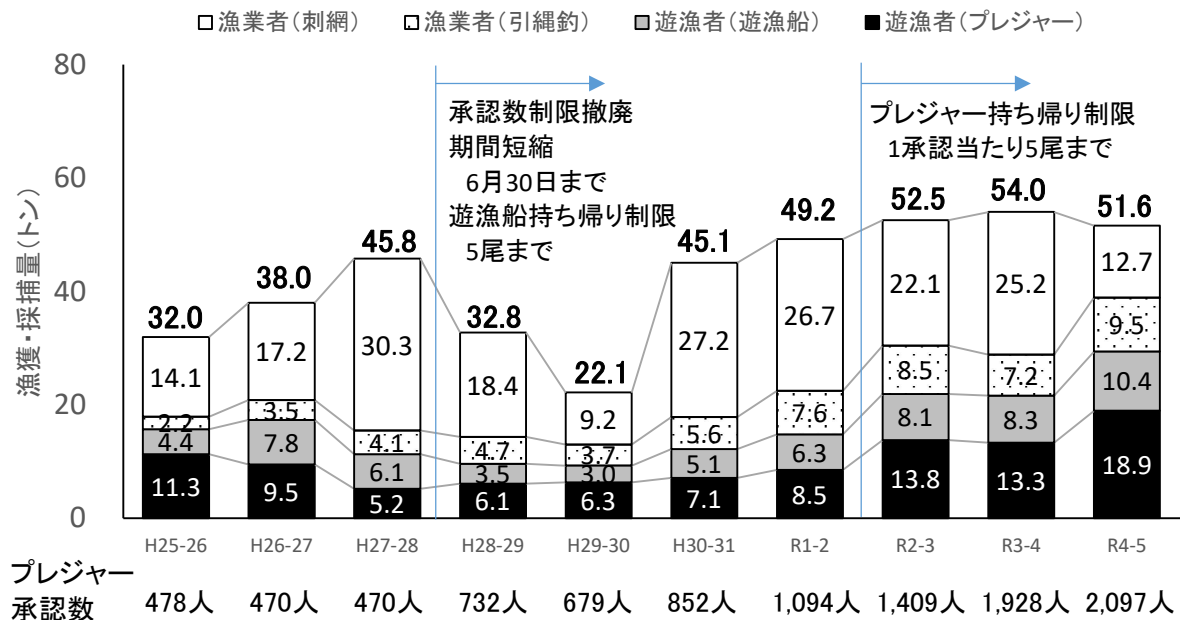
1 これまでの経緯と現状

- ・平成25年12月に遊漁者数や遊漁船の隻数の上限を定めた承認制を開始した。
(プレジャーボート使用者470人、遊漁船40隻)
- ・同指示後においても遊漁者によるビワマス採捕量は増加したため、平成28年12月にプレジャーボート使用者の人数制限を撤廃するとともに遊漁期間を従前の12月1日～9月30日から、12月1日～6月30日へ短縮した。
- ・令和2年12月1日からはプレジャーの持ち帰り制限を5尾までとした。
- ・遊漁者数が依然増加傾向のため、R4-5シーズンからは申請が1,900件に達した日までに受け付けた数以内とした。

○R4-5採捕量について

- ・漁業者および遊漁者からの報告を集計したところ、R4-5シーズンの総採捕量(漁業+遊漁)は51.6トンとなった。
- ・漁業は、刺網は前年の約1/2であったが、引縄釣は増加した。
- ・遊漁は、遊漁船業者、プレジャーボート使用者(以下、プレジャー)ともに増加した。

漁業者、遊漁者のビワマス採捕量の推移(トン)



2 漁業の状況

- ・科学的な資源評価に基づき、資源管理目標（最大持続生産量（MSY）に基づく資源水準）を定めた。
- ・漁業者は資源管理目標を達成するための自主的管理措置を定めた「資源管理協定」を締結し、令和6年4月1日から運用を予定している。

（協定の内容）

資源管理目標：MSY54 トンを達成する資源量 140 トンを維持する。

自主的管理措置の内容：資源量が 100 トン未満の時に漁期を短縮する。

- ・漁業制度（漁業許可）では、定数化されていない引縄釣漁業の定数化を含め、より適切な資源管理のための仕組みを検討しているところ。
- ・漁獲量は H30-31 から R3-4 は 30～34 トンの間で推移していたが、R4-5 は刺網が不漁（R3-4 年の 1/2 程度）。

3 課題

（1）遊漁者の採捕量の増加

プレジャーの採捕量については、H28 の承認数制限の撤廃以降、遊漁期間短縮、尾数制限といった抑制策を導入してきたが、承認申請数は大幅に増加しており、採捕量は年々増加している。

→持続的にビワマス資源を利用するためには、年ごとに採捕可能量を決定し、その枠内に収まるよう承認数等を調整する必要がある。

（2）より公正な承認方法の検討

R5-6 シーズンにおいては、11 月 1 日付の申請で 1,900 件を超え、2,155 件の承認となった。（11 月 2 日以降に到着した約 400 件の申請については承認審査対象外となった）

→先着順ではなく、抽選等により公正に承認者を決定する必要がある。

4 遊漁者の採捕量増加に対する対応について

- ・漁業と一体的な管理を行うために、遊漁においても漁業と同様に資源評価（最大持続生産量）を基にした採捕可能枠を設けることとしたい。
- ・特に採捕量の増加が著しいプレジャーの承認数を調整することとする。
- ・なお、遊漁船については、引き続き定数管理（40 隻限定）を継続し、資源減少時には漁業者に準じて承認期間を短縮するなどの対応を検討する。

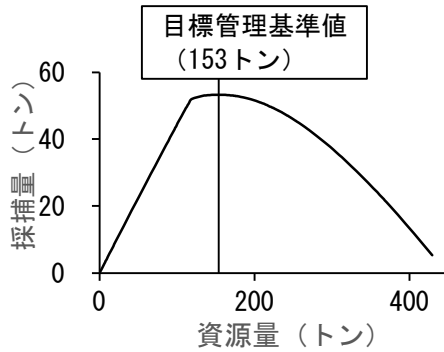


資源評価をもとにプレジャーボート使用者の採捕可能枠を設定する。

5 プレジャー採捕可能枠の算出案

漁業における資源管理と同様に、次のとおり採捕可能枠を算出する。

(1) 資源量および算出される漁獲量曲線から、資源維持できる採捕量を設定



* 1 漁獲量曲線

資源量と、その資源量を減少させない漁獲量を表す。
特に、資源量が目標管理基準値未満の場合は、漁業、遊漁あわせた採捕量が曲線の下に来るように管理する必要がある。

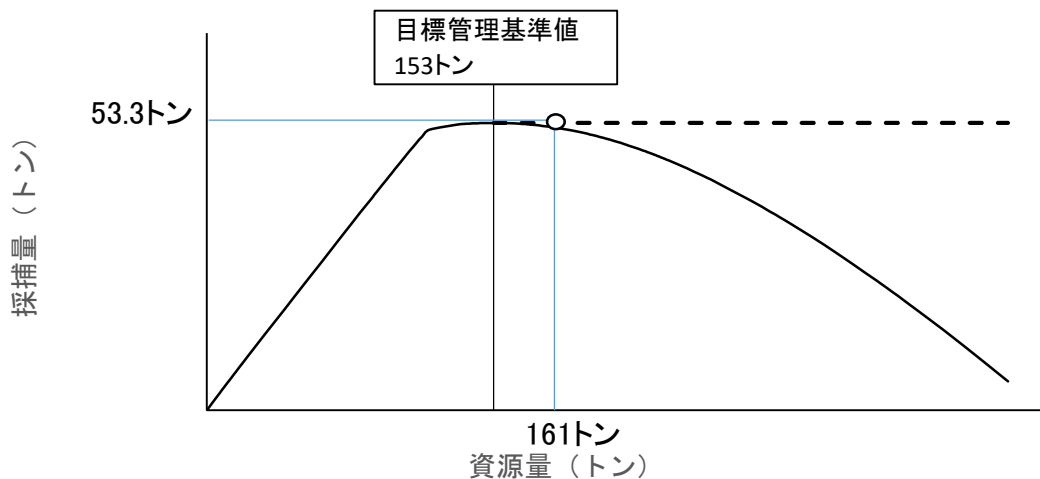
* 2 最大持続生産量 (MSY)

漁獲量曲線の頂点の時の漁獲量。
持続的に獲り続けることができる漁獲量のうち最大となるもの

* 3 目標管理基準値

最大持続生産量 (MSY) 時の資源量。

現在の資源量(161トン)から資源維持できる採捕量を設定



資源量 161 トンの時の採捕量 : 53.3 トン

※過度の採捕を抑制するため、目標管理基準値以上(資源量 153 トン以上)の時は MSY 時の採捕量を維持する。

※100～153 トン (資源管理措置発動～目標管理基準値) の時は漁獲量曲線との交点を採捕量とする。

※100 トン未満の時は余裕を持った採捕量の設定が必要であるため別途、検討が必要。

(2) 漁業者、遊漁船、プレジャーそれぞれの採捕量の比率を算出

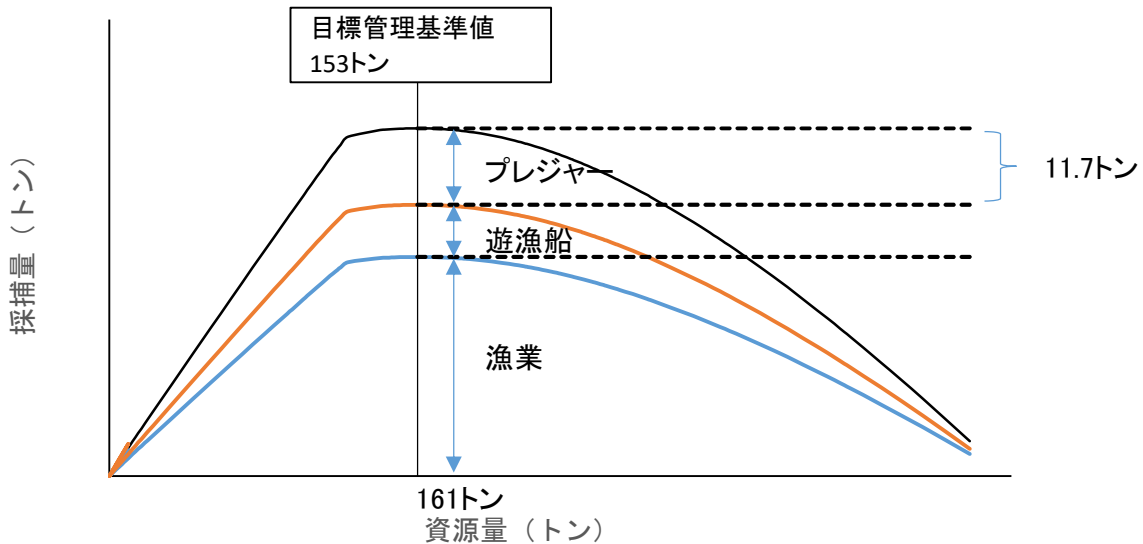
比率の算出方法

過去5年間の最大値・最小値を除いた採捕量の平均から比率を算出する。

R4-5 シーズン終了時点の採捕量から算出した場合

漁業者：遊漁船：プレジャー = 6.3 : 1.5 : 2.2

(3) 上記(1)(2)からプレジャーの採捕可能枠を計算



資源量161トンの時のプレジャー採捕可能枠： 11.7トン

例えば、

過去5年の1釣行者当たり採捕量(10.8kg)からプレジャーの承認数に換算すると、

承認数：11.7トン ÷ 10.8kg/人 = 1,083人

(承認数の算出方法については、意見募集を実施した後に決定する。)

6 今後のスケジュールについて

- ・ビワマス資源維持のため、承認数の考え方を大きく変更することから、広く意見を聴取することとする。

スケジュール案	海区委員会	事項
4月上旬	○	意見募集案の協議
4月中旬～5月中旬		意見募集の実施
6月		意見募集結果の集計・公表
7月～8月	○	R6-7シーズンの委員会指示の発出
9月上旬～下旬		プレジャー申請
10月中旬～下旬		遊漁船申請

7 手数料の徴収について

- ・事務手数料(承認に関する経費、漁業調整に関する経費)として料金を徴収することとしたい。
- ・増殖経費の負担については継続して検討する。